



日本共産党高島市議団  
森脇 徹 議員

「善良な管理者でなかった」  
いちご事業者を補助事業者  
として認めてきた市の責任は

問 概算払い請求受理時、どの  
ような書類を提出させたのか

答 交付決定通知書や、補助事業者と工事請  
負事業者の工事請負契約書、着手報告書  
等を確認しています

問 概算払い請求受理時、どの  
ような書類を提出させたのか。

答 市長

概算払請求書や交付決定通  
知書の写しの他、補助事業者  
と工事請負事業者の工事請負  
契約書や、着手報告書を確認  
しています。



問 工事請負契約書に工事着手  
金として3億7375万円の

記載があるが、着手的相  
当額を補助金の概算払いとし  
て支出したのでないか。監査  
結果の意見に市長は違和感ほ  
なかつたのか。

答 市長

監査委員の意見書の中の  
「本件概算払いは、令和4年  
6月6日の工事請負契約締  
結に伴い補助事業者が工事  
請負事業者に支払う着手金  
相当額を補助金の概算払い  
として支出したものである」

答 市長  
現場と各工場での製品の  
出来高も含めて、50%相当の  
出来高払いをお願いしたいと  
再三、県に要請しましたが、  
最終的には現場の出来高で判  
断するとの県の回答でした。  
その際に求められる書類は、  
精密でかつ多岐にわたる膨大  
な資料であり、事業者も事業  
の遅れを取り戻すために、年  
明けから3月末あるいは4月  
に入りましても事業を継続し  
て、事故繰越の承認に向け、  
作業をしてきたということか  
ら、必要な書類の提出には至  
らなかつた経緯があります。

問 県から支払いが受けられる  
よう、市長として事業者に指  
示などされたのか。

答 市長

問 市が作成した2月末出来高  
計算書では、19.8%の進  
捗率で3億2670万円の出  
来高があるが、3月3日まで  
に県への概算払い請求ができ  
たのではないか。

